

確認申請等の手数料一覧(令和8年4月1日～)

(1) **確認申請等手数料** (確認申請又は計画通知を行う者が雲南市の場合を除く。) (円)

床面積の合計(A)	確認申請及び 計画通知手数料	中間検査及び 計画通知手数料	完了検査及び計画通知手数料		
			中間検査あり	中間検査なし	
建築物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	9,050	13,700	13,800	14,000
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	16,600	20,900	21,600	21,900
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	26,500	31,800	33,100	33,400
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 300 \text{ m}^2$	28,900	41,400	43,300	43,700
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	38,100	42,800	46,300	46,800
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	68,600	50,100	57,700	59,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A$	115,000	51,200	66,400	68,400
昇降機設備(1基につき) (計画変更)	25,100 (15,200)	-		39,300	
建築設備(1につき) (計画変更)	25,100 (15,200)	-		39,300	
工作物(1につき) (計画変更)	18,800 (11,700)	-		30,000	

備考

- 確認申請の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
 - 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 完了検査の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(2) **省エネ基準への適合に係る審査加算手数料** (仕様基準の適用の場合のみ) (円)

床面積の区分(A)	用途	
	一戸建て住宅	共同住宅等*
$A < 200 \text{ m}^2$	13,000	
$200 \text{ m}^2 \leq A$	14,000	
$A < 300 \text{ m}^2$		24,000
$300 \text{ m}^2 \leq A$		38,400

※共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないもの又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物

(3) **省エネ基準への適合に係る検査加算手数料**

複合建築物の場合は、住宅用途及び非住宅用途に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額とする。

【住宅用途】

(円)

床面積の区分(A)	用途	
	一戸建て住宅	住宅部分を有する場合
A < 300 m ²	5,000	10,000
300 m ² ≤ A		20,000

【非住宅用途】

(円)

床面積の区分(A)	用途	
	非住宅部分(工場等を除く)を有する場合	工場等
A < 300 m ²	10,000	手数料無し
300 m ² ≤ A	17,100	

(4) **許可申請手数料**

(円)

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 6 項	不要	120,000
興行場等の使用許可	法第 87 条の 3 第 6 項	不要	120,000

(5) **認定申請手数料**

(円)

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項	120,000
接道認定	法第 43 条第 2 項第 1 号	27,300
一団地の特例認定	法第 86 条第 1 項	1 申請建築物が 2 以下の場合 78,300 2 申請建築物が 3 以上の場合 78,300+28,000*(n-2) n: 2 を超える申請建築物数
総合的設計による特例認定	法第 86 条第 2 項	1 申請建築物が 1 以下の場合 78,300 2 申請建築物が 2 以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 1 を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の 2 第 1 項	1 申請建築物が 1 以下の場合 78,300 2 申請建築物が 2 以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 1 を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第 86 条の 5 第 1 項	6,480+12,000*n n: 既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第 86 条の 6 第 2 項	27,300
全体計画認定	法第 86 条の 8 第 1 項又は法第 87 条の 2 第 1 項	27,300
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第 86 条の 8 第 3 項又は法第 87 条の 2 第 2 項	27,300
大規模の修繕又は大規模の	政令第 137 条の 12 第 11 項	27,300

模様替に係る接道義務の適用除外認定		
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定	政令第 137 条の 12 第 12 項	27,300

別表3の2

(1) **構造計算適合性判定手数料**

(円)

床面積の合計(A)	大臣認定プログラムによる場合	大臣認定プログラムによらない場合
$A \leq 1,000 \text{ m}^2$	161,000	213,000